

事業参加にあたっての主な要件

必ず募集要領にて詳細をご確認ください！

【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと。
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員)を締結すること。(独立を前提とした研修生は、有期雇用契約でも可能)
- ④ 研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。
また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。(研修生が障害者の場合は20時間以上)
- ⑥ 応募する年度の過去5ヶ年度に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1以上であること。
- ⑦ 同一年度内に新しく研修を行える人数は、農業部門の従業員数10人以上で2人、20人以上では1人を上限とする。ただし、独立希望者(期限付研修生)の場合はこの上限を超えて受け入れることができる。なお、上限を超えて受け入れた期限付き研修生と当初の雇用契約期間を延長し、研修終了又は中止後3年以上継続雇用している場合は返還規定あり。
- ⑧ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日(3年6ヶ月以後は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。
- ⑨ 以下の全ての項目について、就業規則若しくはその他これに準ずるものに規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。
 - (ア) 労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。
 - (イ) 毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。
- ⑩ 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たにに取り組むこと。ただし(イ)の場合は、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。
 - (ア) 就業規則又はその他これに準ずるもの(労使協定の締結を含む)に年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2445時間以内とすることを規定すること。
 - (イ) 従業員のモチベーションアップの仕組みを整備すること。
 - (ウ) 農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で50歳未満の者。
- ② 研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満あること。
- ③ 過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること。

◆ 熊本県での問い合わせ先: 一般社団法人熊本県農業会議(農政・担い手対策課)
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号県庁本館9階
TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468
詳しくはインターネットで URL <https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/>